

令和5年度第1回佐倉市建築審査会 会議録

日時 令和5年12月18日(月) 午後2時30分～
場所 佐倉市役所 社会福祉センター 地下会議室

出席者

委員 杉山委員、渡辺委員、松浦委員、小澤委員、岩渕委員
事務局 建築指導課 立石課長、齊藤副主幹、松本副主幹、畠山主査
傍聴人 なし

会議の概要

1 開 会

開会宣言

委員5人が出席していることから、会議が成立していることを確認する。

2 都市部長あいさつ

所用のため退席

3 建築指導課長あいさつ

4 議 事

(1)同意案件

・建築基準法第43条第2項第二号に係る案件 1件

○案件2

建築基準法第43条第2項第二号に係る案件

特定行政庁から、案件資料に基づき、周辺状況、建築計画の概要並びに許可相当と判断した理由等について説明をする。

案件審査

委員 ①通路の適正管理に関する合意は、市が主導して進めていくものか。
特定行政庁 ①所有者間で任意の合意の合意書を締結している。
委員 ②令和3年の建築相談の際に、当該通路部分の合意書が改めて締結されたとのことだが、今回申請地についてはその際に合意がなかったのか。
特定行政庁 ②今回申請地は、令和3年の申請地よりも通路の奥にあたるため、

- 合意整理を行っていなかった。
- 委員 ③申請地の北側、隣接地とは高低差があるようだが、安全性は確保されているか。
- 特定行政庁 ③1m80cm 前後の高低差がある。設計者が安全性を確認しており、配置図に土留めが安全である旨の記載がある。
- 委員 ④千葉県建築基準法施行条例に規定するがけには該当しないが、安全性確保に一定程度の配慮が求められると考える。市独自の基準は設けているか。
- 特定行政庁 ④市独自の基準は設けていない。
- 委員 ⑤特に基準がないとのことであれば、建築審査会としては「申請地北側の土留めの安全性について十分に留意すること。」との意見を付する。

決定事項

案件1 について、附帯意見を付して同意する。

5 連絡事項

(1)違反建築物の指導状況について

是正措置を行うことを検討している違反建築物について、指導状況を報告した。

(2)次回以降の建築審査会の日程について

次回以降の開催日程を調整しており、決定次第改めて連絡することで、了解を得る。

6 閉 会

閉会宣言